

暮らしの法律相談

コーナー

広告
（株）直通

☎052(979)1600

Q 私は知人が銀行からお金を借りる際に連帯保証人になりました。知人が返済しないため私のところに全額請求がきました。他に後2人連帯保証人がいることがわかりました。彼らにも負担して欲しいのですが、どうすればいいでしょうか。

A 保証人が2人以上いる場合を共同保証と言いますが、この複数の保証人がそれぞれ単純な保証債務を負担している場合には、債務（借金）の額は保証人の数に応じて分割されるのが原則です（分別の利益）。例えば、主債務の額が300万円で単純な保証債務を負担している保証人が3人いる場合には、各保証人の負担額は各々100万円と言

うこととなります。しかし、残念ながら連帯保証人には、この分別の利益がありません。そのため、連帯保証人である相談者は、債権者（銀行）から全額請求されれば、それを拒むことはできないのです。ただし、連帯保証人の一人が債務を支払った場合には、他の連帯保証人に対し、各自の負担部分について請求（求償）することができます。先程の例でいうならば、連帯保証人の一人が300万円全額を支払い、各連帯保証人の負担部分が平等であるとすると、支払った連帯保証人は、他の2人の連帯保証人に対し、各々100万円を求償することができるということとなります。

今回答えて頂いた先生



三重県四日市市出身。
名古屋大学法学部卒業。

取扱分野は、債務整理（借金）、民事、消費者、刑事、家事（離婚、遺産相続）など。

ホームページは「伊藤明紀法律事務所」で検索。

伊藤 明紀氏
伊藤明紀法律事務所
（三重弁護士会所属）

（債務整理・民事・一般刑事家事）
●三重弁護士会所属
伊藤明紀法律事務所

四日市市幸町1-22

☎(059)
340-5245